

平成27年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成27年3月10日（火）

午前10時 開 議

【開 会】

【 会議録署名委員の指名 】 |
日程第1 会議録署名委員の指名

【議案第7号～議案第29号・同意第1号審査】

日程第2 議案第7号 平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第6号） |

日程第3 議案第8号 平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号） 15

日程第4 議案第9号 平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算
（第3号） 17

日程第5 議案第10号 平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号） 18

日程第6 議案第11号 平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第2号） 18

日程第7 議案第12号 平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第3号） 19

日程第8 議案第13号 行政手続条例の一部を改正する条例 20

日程第9 議案第14号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例 21

日程第10 議案第15号 非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正す
る条例 23

日程第11	議案第16号	常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
日程第12	議案第17号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	24
日程第13	議案第18号	葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
日程第14	議案第19号	葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	32
日程第15	議案第20号	葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条 例の一部を改正する条例・・・・・・・・	33
日程第16	議案第21号	葛巻町社会教育委員条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	34
日程第17	議案第22号	葛巻町保育の必要性の認定基準に関する条例・・・・・・・・	35
日程第18	議案第23号	看護職員等養成修学資金貸付条例・・・・・・・・	35
日程第19	議案第24号	教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する 義務の特例に関する条例・・・・・・・・	42
日程第20	議案第25号	指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについ て・・・・・・・・・・・・・・・・	43
日程第21	議案第26号	指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについ て・・・・・・・・・・・・・・・・	47
日程第22	議案第27号	葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求める ことについて・・・・・・・・	48
日程第23	議案第28号	葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めること について・・・・・・・・	49
日程第24	議案第29号	盛岡北部行政事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決 を求めることについて・・・・・・・・	54

日程第25 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求め
ることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

【 請願第2号審査 】

日程第26 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書・・・・・・・・ 55

追加日程第1 発委第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について・・・・・・・・ 60

平成27年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号） 輝くふるさと常任委員会

議会3月定例会議 議事日程告示年月日	平成27年2月26日（木）			
再開年月日	平成27年3月6日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成27年3月10日（火） 開議10時00分 散会15時32分			
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅早 早 早	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	山崎 邦 廣	○	小谷地 喜代治	○
	大平 守	○	山岸 はる美	○
	柴田 勇雄	○	辰柳 敬一	○
	鈴木 満	○	高宮 一明	○
	姉帯 春治	○	中崎 和久	—
会議録署名委員	小谷地 喜代治		高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	吉澤 信也
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	教育委員長		建設水道課長	冬村 一彦
	農業委員会会長		教育委員会事務局教育次長	深澤口 和則
	代表監査委員		病院事務局長	岩泉 宇昭
	教育長	中田 直雅	農業委員会事務局長	村上 明彦
	総務企画課長	鳩岡 修	総務企画課室長	波紫 徳彰
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋一
	住民会計課長	村中英治		

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、小谷地喜代治委員及び高宮一明委員を指名します。

それでは、ただいまから、議案審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第7号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

高宮委員。

高宮一明委員

34 ページ、教育費の中で、学校建設費に関してでございますが、江川小学校校舎改築工事、これは繰越明許費に掲載され、そのまま27年度に繰り越しされるという内容でございます。これまで、江川小学校から要望が出され、議会でも、児童の皆さんと給食を共にしながら、学校の様子を見たりしてまいりました。老朽化の著しい内容でありまして、今回の予算で、大変、希望の持たれる予算であるなどというように思っておるところでございます。それで、今回、解体費用を含め、建設に向けた予算でございますが、これを繰り越しされ、27年度中にどのような内容で工事が進まれるのか、ご答弁いただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

教育次長。

教育委員会事務局教育次長 (深澤口和則君)

ただいまの高宮委員のご質問に、教育次長からお答え申し上げます。

平成26年度、今回の補正に予算の方は計上させていただきました。これは、国の予算上の関係でございまして、当初は平成27年度事業、国に対する採択というようなことで、これまで進めてまいりましたが、急きょ国の方の26年度補正予算が成立になりまして、町で、今回26年度に採択申請し、採択になったものでございます。今回3月

の補正に計上させていただきました。ただいま、高宮委員お話ございましたとおり、27年度に繰り越しいたしまして、27年度から工事等を進めてまいりたいと思っております。

具体的なスケジュール等につきましてでございますけれども、27年度に入りまして、早い時期に実施設計の方を開始させていただきたいというように考えております。その後、今、使っております既存の校舎の解体、11月あるいは12月くらいから解体工事を始めまして、新校舎の建築につきましては、28年度の春、5月とか、そういった時期に工事を開始いたしまして、平成29年1月頃に新校舎完成と、そういったスケジュールで、今後、校舎建築の方を進めてまいりたいというように考えております。ご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

高宮委員。

高宮一明委員

ありがとうございました。

27年度に解体して、28年に工事着工、そして、28年度の後半に完成というような内容であります。

そういった中で、この間、生徒たちは、解体というような関係でありますし、仮設校舎というようなことも出てきませんので、これは、こういった形で子どもたちが授業をするなりしていくのか、その辺について伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今の質問には、教育長の方からお答えいたします。

今の予定でございますけれども、子どもたちについては、校舎の解体前に学校の方を明け渡して、別な校舎で学習をする必要がございます。

そこで、おそらく2学期の後半になろうかと思いますが、江川中学校の校舎、今、生徒数の減少に伴いまして、空き教室が増えております。3階に空き教室を集中させまして、その教室で子どもたちが、普段、授業、あるいは学校生活を送ります。また、職員室、校長室等も、現在の江川中学校の3階のフロアの空き教室で十分対応できることから、若干の手直し等が必要な部分もございますけれども、そういった部分に関しては、通常の予算の範囲内の修繕費等で賄うことで、十分、授業に支障はないかと思っております。これは、学校、現場の先生方の要望等もございまして、そういった形での学習の方が、子どもたちに安心して、安全な環境のもとで、支障のないような学習ができるという判断のもとで、それを、我々教育委員会としても尊重しての考えでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

高宮委員。

高宮一明委員

この工事期間中、江川中学校の3階を利用して子どもたちが授業をするというようなことでもあります。中学校、それぞれ校舎内の関係だけは分かりました。グラウンド、これは中学生になるとグラウンドいっぱいには部活からいろいろあるわけでございまして、グラウンドをそのまま小学生も使えるものなのか。また、今の江川小学校から江川中学校までの距離が遠くなる子どもたちも出てまいります。そういった関係の通学体制と併せて、2点についてお聞きしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

お答えをいたします。

まず、校庭、体育館等の使用についてでございますけれども、児童、生徒数の減少といったことを考えますと、十分、現在の校庭、あるいは体育館の調整の中でも対応できると思っておりますが、ただ、学校の行事等で必要な場合には、例えば、今度新しくできる多目的グラウンドであったり、あるいは社会体育館であったり、そういった町の施設を利用するというような部分も対応を十分できるかと思っております。

また、江川中学校の校舎に一時的に入ることに伴って、通学距離が長くなる子どもたちについては、スクールバス、あるいはワゴン車等で、その必要な人数に対応した送迎の体制につきましても、万全を期してまいりたいと思っておりますので、どうぞご安心をいただければと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

高宮委員。

高宮一明委員

ありがとうございました。

どうぞ、そういった関係で、子どもたちには支障のないような形で工事を進めていただければいいなというように思います。

また、もうひとつお願いなのですが、29年の初めというようなことでございしますが、これは28年度の後半というようなことでございしますが、実は江川小学校、明治9年7月1日に開校いたしまして、この28年が、実は140周年の記念の年に当たるわけでございます。できれば、これを、もっともっと早く完成して、完成の暁に、一緒にこの140周年もできればなというように思うところでございしますが、今後この計画をもっと

もっと早く進めていくためには、こういった努力が必要なのか、もし、できるのであれば、その辺まで努力していただいて、進めていただければいいかなというように思うわけですが、その点について、いかがお考えかお聞きします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（深澤口和則君）

ただいまの、高宮委員のご質問にお答え申し上げます。

平成28年度、江川小学校140周年の記念すべき年であるというお話でございます。我々も、そうした部分も念頭に置きながら、これまでも事業のスケジュール等を組んでまいりました。7月1日が開校記念というようにお話でございますが、これから相当頑張っても、その7月1日完成は、かなり難しい状況にあるかとは思っておりますけれども、これから、きちきちとしたスケジュールを組みながら、既に今年度予算をいただきまして、概算の設計等もある程度は進んでございますので、そうしたものを参考にしながら、実施設計、解体工事、新築工事というようなスケジュールでスケジュール管理をしながら、一日も早い完成を目指して工事を進めたいと考えております。ご理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいまの江川小学校に関連して、お伺いしたいと思います。

まず、この財源的な関係なのですが、国の交付金で、今回151,184,000円ほど、あと、地方債で498,700,000円ほど、一般財源で6,000円というようなことなのですが、ほとんど依存財源に頼っての整備というようなことなのですが、この予算書からいきますと、一般財源、僅か6,000円で建設になるのかなというようなことなのですが、このようなことでよろしいのですね。

それから、これから、また、本格的な設計業務等の発注がなされるわけですが、こういったような発注形式、委託方式はどのような方式を採るのか、葛巻病院でやったようなプロポーザル方式、そのようなものも考えておられるのか、別なものになるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思いますが、あと、この面積等々については、どのような基本的な考え方を持っているのかですね、あと、木造、あるいは鉄筋コンクリートとか、そういったような部分については、その見通しについては、どのようなお考えになってくるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（深澤口和則君）

ただいまの、柴田委員のご質問にお答えいたします。

まず、財源関係でございますけれども、総額で約650,000,000円ほどの事業費を見込んでいるものでございます。これには、解体経費も含む金額でございます。国の交付金が151,000,000円ほどということで、これには文科省の基準がございまして、そういった中で計算しながら、150,000,000円というような交付金となるものでございます。それ以外の部分は、学校建設関係の地方債が充当されるものでございますし、これにも文科省の補助対象経費分、あるいは補助対象外経費分というような積算がございまして、そういった形で、それぞれ積算したところでございます。

それから、面積等でございますが、現在の校舎が1,350平方メートルほどの校舎となっております。新築する校舎につきましても、現在の校舎を基本に、これから実施設計というようなことになってまいりますけれども、一応その面積が基準ということで、今後、設計の方は詳細を進めてまいりたいというように考えております。

それから、構造でございますけれども、地元の皆さん、PTAの皆さんはじめ地域の方々によります校舎建築の検討委員会を立ち上げまして、平成26年度に遠野市等の先進地視察も含めまして、これまで4回ほど検討会を開催してまいりました。

そういった中で、地域の皆さんからは、町産のカラマツ集成材等、地元には素晴らしいものが生産されておりますので、そういったものをふんだんに使いながら、木造の校舎を建築してほしいというような強い要望をいただいているものでございます。

町といたしましても、これまでも葛巻小学校屋内運動場、あるいは屋内プール等々、公共施設につきましても木造のものをということで、これまで取り組んできた経緯もございまして、今回、江川小学校につきましても、木造校舎を建築ということで考えているものでございます。

設計の関係の発注方法はどういうお尋ねでございますが、この部分につきましては、指名競争入札の方法ということで、これは27年度になってからのことになりますが、そういった方向で考えてまいりたいと思っております。ご理解賜りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

設計業務の入札の関係は、もう少し具体的に、通常の工事のような入札の方法なのか、葛巻病院のような方式もありますが、どのような方式で採りますかという、そういうようなことでお伺いしておりますので、それは、もう一度お願いしたいと思っております。

それで、高宮委員からもお話ありましたとおり、校舎が仮設ということ等もございまして、ぜひ、その辺のところについては、児童に動揺などを与えないような工夫をやっていただいて、安心した、いくら学校建設と言えども、そういったような教育については、特に6年生は、もう1年しかないわけですので、ちょうどドタバタした時期

での卒業生になろうかと思っておりますので、そういったような勉強については、安心して学習、勉強できるような体制づくりを、ぜひ確立していただいて、良い学校づくりにやっていただきたいというようなことでございます。

いずれ、小さな部分は、これから、また、いろいろなものが出てくるであろうと思っておりますので、その辺のところにつきましては、PTAの関係者とか、地域の方々とよく相談をなさって、あまり不満の出ないような形で、ぜひ良い学校建設に向けた取り組みをやっていただきたいということのお願いでございます。

まず、最初に、もう1回その設計業務の関係については詳しくお願いいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（深澤口和則君）

教育次長からお答え申し上げます。

設計業務、実施設計の部分でございますが、今年度、あくまでも参考的な検討委員会の中でというような、そういった形で、現在、概算設計をお願いしておりますけれども、それらを参考にいたしまして、27年度、何社になりますか、指名業者を選定いたしまして、指名競争入札というような形での設計業務に、業者選定につきましては、そういった形を考えているものでございます。

それから、学校の安全、学習環境等々につきましては、ただいま柴田委員さんからご指摘いただきました件につきましては、6年生は1年で中学校に参りますので、最大限の意を配しながら学習環境には支障のないような体制を取ってまいりたいというように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その件については、分かりました。

あと、財政の関係で、これは財政当局の方にお伺いいたしたいわけですが、先ほども申し上げましたけれども、変更がない限り、こういったような財源対応になっていくと、あとは、変更はもちろんあり得ると思っておりますけれども、現時点では、一般財源は6,000円で済むというような、このような財源内訳というように理解してよろしいのですね。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

学校建設に係ります財源の部分でございますが、若干、ご説明させていただきます。

まず、起債の充当に係る部分でございますが、通常の充当、学校教育施設整備事業債の部分でございますけれども、通常分が75パーセント、財対分が15パーセントで、合わせて90パーセントになっておるものでございます。

それから、補正予算による事業ということでございまして、そこに係ります部分での充当率が加算されてございまして、100パーセントの充当となった補正予算債による嵩上げがございまして、結果的に一般財源の部分での持ち出しがほとんどないというような状態になったものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

補正財源というようなことでございますから、まず、分かりました。

そのようなことですから、続きまして、今回の補正予算の中で、一番目立つものとしては、国の経済対策が含まれておりますね。それで、この中で、大型になっておりますので、我々が非常に分かりづらい面があるわけですが、例えば12ページをお開きになっていただければ、すぐ分かると思うのですが、地域活性化の効果実感臨時交付金とか、あるいは地域住民生活等緊急支援交付金、この中でも、この地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型、このような交付金がくるわけなのですが、これも新しい、多分、国の補正でこのような予算措置になっていると思われましても、実際にこの事業をやりますと、12ページの分については、このような交付金がくるなというようなことになるのですが、ただ、これから歳出予算の方の関わりにつきましては、ほとんどが繰越明許費の概要の方に出てくるものと思っておりますけれども、例えば、地域活性化の効果実感臨時交付金、こういったような部分については、病院費の建設改良費とか、水道整備費の建設改良費に回っているようですが、この他に、どのようなものがあるのか、もう少し、この資料を詳しく付けていただければ、このような質問をしなくてもいいのですが、今回、このように交付金があったものが、どのような歳出の方で振り分けになっているのか、全部めくって集計を取らない限りは分からない。

次の、地域消費喚起の生活支援型も21,200,000円なのですが、これについても、全部この予算書を突合しない限りは出てこない。ぜひ、そういったような説明を、せっかくこの資料が付いているわけですから、そういったようなもので示していただければ分かりやすいなど。

特に分かりづらいのは、地方創生先行型の36,500,000円の補正になっているわけなのですが、これが、かなりの事業費に振り分けになっていますよね。それで、この地方創生先行型というのは、そもそも、どのようなものが先行型でなってくるのか。それからまた、よく見てみますと、これから作ろうとしている地方版の総合戦略計画というのがあろうと思うのですが、この関わりが多分あるのではないかと私は思うのですが、これの先行型として、今回、このようなものが出てきたのではないのかなと推察しております。

すが、その辺のところの事情が全く見えない。その辺のところを、もう少し詳しく説明をしていただきながら、資料等でやっておけば、このような質問にならないのですが、そうでなければ、ただ歳出の部分で、何費にこういったようなもの、何費にこういったようなものというようなことでございますから、それで、特に効果実感交付金の部分については、このようなものに向けた交付金ですと、それから、限度額はこのくらいで、今回このくらい予算化しましたと、以下、同じく、この地域住民の生活緊急支援、多分これは低所得者等の商品券、あるいはプレミアム付きの商品券かとは思いますが、そういったような、何でも解説がなければ全然分からないですよね。ましてや、この地方創生なんかについては七つか八つくらい多分あるのではないですか。こういったようなところを分かりやすい資料にして出していただかなければ、せっかく交付金としてくるものが見づらい、理解しにくい、そのようなものになってくるのではないかと、このように思っておりますので、まず、そういったような整理をさせていただいて、今回の分の大きな交付金はどの事業費に充当されているのか、お尋ねをいたしたいわけです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

多岐にわたる事業の部分での内容が分かりづらいというご指摘をいただきまして、大変申し訳ございません。二つの交付金に係る部分でございますので、その部分につきまして、分けてご説明申し上げたいと思います。

まず、はじめに、1点目に入っております、地域活性化・効果実感臨時交付金でございます。歳入の部分、12ページに96,580,000円となっておりますのでございます。

この交付金につきましては、平成25年度の国の経済対策に係るものでございまして、好循環実現のための経済対策という対策事業で、公共事業の追加に伴う地方負担の軽減を図るという目的で実施されたものでございまして、経済回復が波及していない財政力の弱い市町村が事業を円滑に実施することを目的とした事業となったものでございます。

この部分につきましては、平成25年度の補正予算に計上しました補助事業によります町の負担の額に対しまして、26年度に財源の負担を軽減するために交付するというものでございます。26年度の国の補正によります補助事業6事業に町の負担が発生してございまして、248,118,000円、町の負担が25年度の補正によりまして発生してございます。これのうち0.388の比率に掛かって計算された交付金が、この度交付されたものでございまして、96,580,000円が交付されたものでございます。この交付金の充当につきましては、建設公債の対象とならないような経費に対しまして充当するというものでございまして、一般会計が負担する部分、あるいは繰り出しに係る部分について、公営企業に関しましては、繰り出しに係る分についても充当するというものでございます。なお、積み立て等には充当できないという規定がございます。

それで、この96,580,000円について、三つの事業に充当してございます。町の町有

住宅の整備事業に12,600,000円、それから、江川簡易水道の整備事業に補助分と単独分と合わせまして21,980,000円、それから、病院の建設事業と医師住宅の整備事業に、合わせまして62,000,000円となるものでございまして、合計3事業で96,580,000円となっておりますのでございます。財源充当でございますので、必ずしも歳出が今回の補正に計上するというものではない部分がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、並んでおりますので非常に分かりづらい形になってしまったと思ひていますが、26年度の補正予算に係る国の経済対策に係る部分でございます。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金でございます。これにつきましては、合わせて57,700,000円となっておりますのでございます。これは、二つに分かれておりました、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型と二つになっておりますのでございます。

この部分でございますが、最初の地域消費喚起・生活支援型でございますが、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策、26年12月に閣議決定された国の経済対策でございますが、地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援を推進するという事業でございます。これに対して、国が費用に対して交付金を交付するというものでございます。国の緊急経済対策の速やかな実施を図ることを目的とするという交付金でございます。

もうひとつ、地方創生先行型でございますが、本交付金は、まち・ひと・しごと創生法の26年に整備されました国の地方創生の事業に基づくものでございますが、これに基づきまして、地方におきましては地方版総合戦略の策定が計画されてございます。この地方版総合戦略でございますが、27年度に作成するというものでございますが、この部分に位置付けられる見込みのある、実施する見込みのある事業につきまして、先行して実施する場合に国が交付金を交付するというようなものになってございます。この二つの内容になってございます。

それで、確かに、これを整理した資料が、大変申し訳ございませんが、予算資料の中には記載されてございません。予算の議案資料の5ページをお開きいただきたいと思ひますが、繰越明許費の概要に関わる資料になってございますが、この中に、太字に、ゴシック体になっております部分が国の経済対策に関わるものでございます。5ページの太字の部分では、上から総務費に係る部分が二つでございまして、「地方版総合戦略」策定業務、公衆無線ネットワークシステム整備事業、それから、民生費が低所得者等商品購入助成事業、労働費が雇用促進奨励金、それから、農林水産業費が乳製品加工施設整備検討業務、商工費がプレミアム付き商品券発行事業、持続可能な産業づくり支援事業、商店等設備更新支援事業、観光ガイドブック等作成事業、くずまき「ミワク」の町交流事業という分につきまして、先ほどの、この交付金を受けた形での事業となっておりますのでございます。

そのうち、地方消費喚起生活支援型の事業が二つでございまして、プレミアム付き商品券発行事業と低所得者等商品購入助成事業の2事業でございます。

プレミアム商品券につきましては、町の部分では12,000円、あと、商工会からの嵩上げがございまして、12,500円分の商品券を10,000円で販売しまして、差額の部分に

についてのプレミアムを付けるというような形での商品喚起を促すという事業でございます。

低所得者等に対しましての商品券購入助成でございますが、8,000円の商品券を交付するというものでございまして、住民税非課税世帯等への交付、あるいは生活保護、15歳以下の児童が属する世帯への交付を見込んでおるものでございます。

次に、地方創生先行型でございます。一番最初の地方版総合戦略策定経費でございますが、これについては、計画の策定に向けた部分でございますし、農業費にございます乳製品加工施設整備事業でございますが、6次産業化等、基幹産業である酪農に関連した新たな雇用創出に、さらなる地場産業強化を目指した調査を行うというものでございます。

それから、観光の部分にございますが、観光ガイドブック等の作成、くずまき「ミワク」の町交流事業でございますが、観光ガイドブック、あるいは海外からの観光に向けたパンフレット等の作成をするものでございますし、ミワクの部分でございますが、若年層の旅行需要喚起を目指しまして、大学生等を対象としました、くずまきサポーター等交流の拡大を図りたいというものでございます。

それから、情報化の中にごございます公衆無線ネットワークシステムの部分でございますが、無線LANアクセスポイントの設置を予定するものでございまして、公共施設等7カ所に整備をしたいというものでございます。

雇用関係で、雇用奨励金でございますが、若年層、高齢者等への奨励金を交付するというものでございます。

くずまき型持続可能産業づくり支援事業、商店等設備更新支援事業につきましては、さらに、現在、実施しておる事業等を充実した形で、ものづくり人材育成、後継者育成、あと企業化、電子化等の推進、あるいは商店等の持続的な経営の支援ということでの支援を予定しておるものでございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ありがとうございました。

これを、分かりやすいように一覧表にして、次回からは、こういったような部分が出た部分、新しい事業ですので、どういうようになっているのか理解できかねますので、よろしく願いをいたしたいと思っています。

それから、地方版の総合戦略業務なのですが、5,000,000円ほど補正予算の方に出ているわけですが、今、説明いただいた地方創生先行型についても、例えば27年度分の事業として、もう入ってくるのか。

それからまた、これを作るに当たって、確か5年計画ではなかったかと思っておりますけれども、こういったような作る際の、この総合戦略の内容の起草作業といいますが、作る段階での作業はどのような形で進めていくのか。役場内だけで進めていくのか、住

民の方々のご意見なども取り入れて進めていく考えなのか、その総合戦略の策定業務について、お聞かせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

総合戦略の策定、27年度にという期間の部分については示されておる部分でございますが、それ以外に係る部分、若干、具体的な内容等については、まだ示されていない部分もございまして、そのスケジュール的な部分等、内容も含めて今後その検討をしながら進めてまいりたいというように考えてございます。様々なその情報、いろいろな分野の方々でお持ちな部分もあるというような情報も頂戴してございますので、そのような形をどのような部分で組み合わせた形にしていくか、検討しながら進めてまいりたいというように考えてございます。まだ具体的なスケジュールにつきましては、今、お答えできるような状態になってございませんので、ご了解いただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

副町長にお伺いしたいのですが、こういったような住民との、直接、地方創生を図る計画なわけですので、役場内の意見は元よりですけども、住民の方々からも、ぜひご意見を聞くような機会をつくっていただいた上で、この地方版の総合戦略を策定していただきたいと思うのですが、その辺はどうですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今回、総合戦略に係る地方版のマスタープランという中で、27年度中に町の方としても策定するというので、今回、予算計上しているわけではありますが、これと併せまして、今、総合計画の策定の準備もしております、ちょうど、この総合計画と重なる部分がございますので、これらにつきましては、今、委員さんがおっしゃいますように、町民の意向といたしますか、いろいろな施策に関わる意向等も把握しながら進めていく考え方ありますから、それらと併せて、この一体的に総合計画と今回の総合戦略、当然、整合性を持たせた形の計画にしていかなければならないものでありますので、そういう観点からも、今おっしゃいますように、住民の意向というものをしっかりと受け止めながら、この計画を取りまとめたいと、このように思っておりますので、よろ

しくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

28 ページですね、先ほどからの事業繰越と地方創生先行型ですが、乳製品加工施設整備検討業務 1,500,000 円ですが、6次産業化でバター工房、菓子工房等の施設整備、こちらは候補地というのは絞り込まれているのか、まず、その点と、そして、30 ページ、商店等設備更新支援事業費ですが、これまでの事業実績と今回の補正に係ってくる件数はどの程度なのか。また、これまで上がってきた要望は全部忘れられてきているのか、2点についてお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

1 件目のご質問に、お答えいたします。

乳製品の加工施設整備検討事業の関係でございますが、守山乳業さんでバターの製造を辞めたというようなことございまして、その酪農の産地でのバター生産がなくなるというようなことから、町の生乳を使ったバターを加工できるような体制を整備していきたいということで、想定として、公社の方に整備する方向で進めていきたいということで考えているものでございます。それによりまして、酪農の振興と併せて、雇用の場の確保が図れる、こういったことでの、今回の地方創生の一端のような取り組みということで進めていきたいということで考えているものでございます。よろしくお伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

商店等設備更新支援事業の実績というご質問でございます。

25 年、26 年の実績でございますが、25 年度が 24 件で 11,449,000 円となっております。事業費が 20,414,000 円となっております。26 年度もほぼ、この実績になろうかと思いますが、4 件で事業費が 4,325,000 円で、補助金が 2,664,000 円となっております。

ご要望の対象になる部分については、お応えしているように考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山岸委員。

山岸はる美委員

28 ページの分ですが、乳製品加工施設は畜産公社内ということですが、確かに、今バターが国内でも品薄感がありますし、守山が製造したバターは大変高品質で、これに、そういうバター製造に係る技術的な面と、雇用の場の見込みとか、あとは建設等はいつ頃に着手する予定なのでしょうか。

また、商店等の設備更新支援事業は要望には全部応えられているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

1 件目のご質問に、お答えいたします。

バター工房の関係は、まだ、これから調査、検討する形になりますが、想定としては、生乳を1トン使ったのバターと、それから、その脱脂乳等を使った形でのデザートを製造できるような、そういった工房を整備していきたいというようなことで、できれば3人くらいの雇用が図れるような、そういった規模で整備できればと、そういったことで考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

先ほどの、商店の更新の部分でございますが、初年度、25年度の部分については24件というような実績がございまして、今年度については4件というような部分で減少してございます。そういう部分で、ほぼ、その初年度に要望があった部分が、その主な部分かなというように考えてございまして、ご要望にある部分については対応しているというように考えてございます。26年度、地方創生の交付金を活用する中で、拡充をしてまいりたいというような部分で、さらに考えてございます。店舗のリフォーム等の部分、あるいは、その補助事業者の対象の拡大というような部分等も考えてございまして、再度の利用というような部分についても、この部分で考えていきたいというように考えておるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

31 ページの土木費の中の備品購入費ですけれども、12,900,000円の減額ということ

のようですが、要因はどのようなものなのかお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

備品購入でございますけども、除雪ドーザー1台とホイールローダー1台を購入いたしました。先の議会におきましてご報告申し上げて、ご承認いただいたところでもございましたけれども、当初の見積もった額と若干の差がございまして、このような結果になったものでございまして、実績によりまして、今回、精算するものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

そうしますと、入札によっての実績ということですが、あまりにも、この予算見積もりの部分との差が多いのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

確かに、おっしゃるとおり、そのような結果となってしまったものでございまして、今後はしっかりと精査して進めてまいりますので、ご理解賜りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

乳製品、いわゆるバターのことについて関連でお伺いをいたします。

守山乳業さんでは大変評判が良かったわけでありますが、バター作りを辞めるに至った経過について、やはり、今後、畜産公社でやるにしても、そういった辞められた理由、その辺はどういうことで辞めているのか、その辺を伺っておられると思っております。あるいは、今後の事業を進めるに当たっての参考にしていかなければならないだろうと思っておりますので、その辺についてお伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

守山さんがバターの製造を辞めるという形の部分というのは、採算性の部分もあるというようなことでお聞きしてございます。

今回、当町で進めていくという形の部分は、バターだけだと、なかなか合わせるのが難しい部分もあるということで、その脱脂乳等を使ってジェラート、そういうのを併せた形で加工品を作っていく形での事業化を図ることで採算性も取るような、そういう方向で検討を進めていきたいということで考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。

（休憩時刻 10時56分）

（再開時刻 11時10分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第3、議案第8号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

7ページと11ページの関係で、お伺いをいたしたいと思います。

まず、7ページでは一般会計の繰入金で、保険財政の自立対策繰入金で15,000,000円繰り入れになっておりまして、合計で55,000,000円というようなことになっております。一方、11ページでは、予備費15,000,000円なにがしが取り崩しというような感じになって、減額になっておりますが、そうしますと、実質30,000,000円程度の財源が、今回この二つで、この歳入のような感じになってくるものだと思っておりますが、この30,000,000円繰り入れをしたことによりまして、26年度末での決算見込みの行方はどのような感じになるでしょうか。

それから、給付費において、これまでの年度と比べて、給付費がどのような動向、動いているのか、この辺の見通しで大分違ってくるのではないかなと思いますので、まず、26年度末での決算の見込み、こういったような部分での内容をお知らせいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

今回の補正では、保険給付費の不足73,000,000円ほど補正をさせていただくものでございます。今、ご質問にもございましたとおり、この部分等で、国からの財源等が30,000,000円ないし40,000,000円ございますので、残り30,000,000円が、大まかに言いますと不足するという中で、15,000,000円の一般会計からの繰り入れと、予備費から15,000,000円で財源を調整させていただいたということになってございます。

26年度の医療費につきましては、24年から25年、26年と医療費が増えてきている状況にあります。その前の、22、23、24というのは年々減ってきている。そして、24年から一転して医療費が、保険者数は減ってはおりますが、主に高額医療の部分、300,000円を超える、あるいは800,000円を超える高額医療費等の伸びの中で、当初予算で計上した以上に伸びているということでございます。

一般給付については、当初予算の部分が大体11カ月で底をつくような状態になっておりまして、あと1カ月分くらいが、最終的には不足するような部分がございます、その部分の補正というようなことになってございます。

そういった中ではございますが、今回、そういう部分では30,000,000円の財源ということで、15,000,000円を繰り入れいただきましたが、昨年度は、3月補正ベースで65,000,000円の繰り入れをいただいておりますが、今回は、合わせて55,000,000円となりまして、前年よりは、自立対策では10,000,000円の減となっております。

また、予備費については15,000,000円の取り崩しをしてございますが、残が10,000,000円ほど残っております。昨年は、最終的には、予備費の残が3,000,000円ということもございましたので、そういった部分では、前年度と比較しますと、若干その財源の状況は良くなっている部分もございます。

この部分については、小規模で医療費の高い、厳しい保険者、あるいは軽減の多い保険者という部分での国からの支援の部分も若干増えておりますし、あるいは、医療費の共同事業、300,000円を超える医療費について、県全体で共同で事業をやっているわけですが、そういった部分が、ちょうど24、25、26と増えてきておりますので、医療費が増えていったときには、共同事業の効果が出まして、出すお金より入ってくるお金の方が増えてくるということで、今年度は共同事業の関係では15,000,000円ほど、出すより入ってくる方が増えたという部分もあります。そういった部分で、若干、財源的には好転している部分もございますので、今回の補正をいただいて、赤字になるようなことはないような中での今回の補正対応ができているのかなというようには、思いがけないような部分が2月分の医療費等にあれば、また違いますが、現時点では、今後、平均を少し上回るような医療費が出てきましても、大体は乗り切れるのではないかなということで、予備費等はそのまま手を付けない形の中で決算ができるのではないかなというような見通しは持っているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第9号、平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第10号、平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号、平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第11号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第12号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の補正では、医業外収益の中で、一般会計から医師研究助成費2,281,000円ほど繰り入れになっているわけですが、これは、どのような内容で、このように増えたのか、内容をお知らせいただきたいと思います。

併せて、病院会計26年度の決算の見込みはどのような形なのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

病院事務局長。

病院事務局長(岩泉宇昭君)

病院事務局長の方から、お答えいたします。

まず、医師研究助成費でございますが、実は、これは8月においでになった先生の分の助成費でございますが、支出の方は既に計上済みだったわけでございますが、補助金の方が、まだ計上されていなかったということで、今回、計上したものでございます。

また、決算見込みでございますけれども、今の企業会計の方式で言いますと、すごい赤字が多いような形になっておりますので、旧来の様式でいきますと、累積で190,000,000円というくらいになるのかなというところで、昨年は2億円を超えておりましたので、ようやく2億円を切るころまでできました。今のところ、単年度で言いますと18,000,000円くらいの黒字になるものとみております。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第13号、行政手続条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の、この行政手続法は、法律の改正に伴うというようなことは重々承知しておりましたけれども、三つの点が大きく変わるようでございます。行政指導の方式による提示事項の追加というような追加の部分と、あと、行政指導の中止等の求め、これが新設になると、それから、もうひとつには、行政指導または行政処分の求めというようなことで、これも新設のようでございますが、いずれも行政指導に関わるものが改正になるというようなことですが、あまり聞き慣れない言葉だと思うのですが、この行政指導、こういったような類いの部分については、どのような意味を持っているのか、この際にお知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長(鳩岡修君)

行政指導の部分のご質問でございますが、先ほどお話がございましたとおり、その行政手続法の一部を改正するというものを受けたものでございまして、様々な行政からの関わりという部分では、町に関わる部分ですと、町税関係あるいは教育関係をはじめ、我々その町の職員等における指導、処分等であろうかというように思いますし、補助金等に係る部分等の指導もであろうかというように思われます。それらの部分について、その規定されているものというように考えておるものでございますが、それに関わる部分で、その処分の根拠を示さなければならないというように指定されたものが一つ目というように考えてございます。趣旨、内容、責任者をこれまでは示せばよかったという分でございますが、処分の権限の根拠を示すというような形になってございます。

あと、その二つ目には、一方的な行政側からの是正を求めるといったような部分があった場合、適合しないというように思われる場合に、その指導の中止を求めるといったようなことが今回の改正に含まれたというように思いますし、三つ目では、その法令行政側の違反等があったという部分では、当事者がその行政指導に係る分での処分を求めるといったようなものが、ほかの第三者からも、それが求められるというように整備された

というようなものでございます。これにつきましては、法的な義務付けがされたものでございまして、これまでの請願なり苦情、陳情というような部分とは異なるというように考えるものでございます。よろしくお願ひいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

行政指導の部分につきましては、行政処分とは違う行政指導の分でございますから、混合しやすいような感じいたしますけども、町民の方に対しての行政指導、こういったような部分については、どのような部分で、日常、行政指導が行われているのか、事例があったらお知らせいただきたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

すみません、今ここに、こういう事例がという資料を持ち合わせてございませんので、様々な、その補助事業等に関わる部分での、その運用等についての部分については、そういう対応をしているのかなというように考えます。詳細の部分の個々に関わる部分での資料を持ち合わせてございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号、行政手続条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第14号、議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正

する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回、直接、私どもに関わるこの条例なわけですが、現時点で葛巻町の議員報酬につきましては、県下町村でのランクはどの部分でのランク付けになっているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

それからまた、今回の議員報酬の引上額、率、この資料を見させてもらいますと、議長で10.3パーセントで、額で26,000円、副議長で11.8パーセントで24,000円、議員で12.2パーセントで23,000円、通常、この特別職等々の議員報酬の部分につきましては、10パーセントを超えるというような改定は、なかなか珍しいわけですが、どのような視点から今回このような見直しに至ったのか、お知らせをいただきたいと思いますが、この金額につきましては、特別報酬等の審議会で審議をなされ、提案されたものと思いますけれども、この特別職報酬等審議会での中でのご意見、異論等は出なかったのかどうか、その事情について、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

お答えいたします。

その前に、このあと三役や非常勤特別職等も出てまいります、共通する部分がありますので、少し長くなりますが、最初に経緯等からお話させていただきたいと思います。

これまでは、平成8年まで遡りまして、平成8年を最後に議員報酬等の引き上げがなされてございません。そのあと、例えば行革とか、あるいは、いろいろな経緯の中で、地方財源が減っていく中で削減を繰り返してきたわけですが、ここ最近、町の財政も安定しておりますし、国の方も地方重視ということを出してございまして、財政的にも落ち着いてきたという中で、そろそろ見直すべきではないかというような経緯等がございまして、平成8年からですので、過去19年間引き上げは行われてこなかったと、そういった中で諮問したわけですが、諮問の考え方といたしましては、まず、大きな目標といたしまして、県内町村の中位程度、その辺をひとつの目安としたところからでございます。そういった中で、例えば、人口とか財政力とか、そういった部分が類似している町村等と同じようなところを目指したということからでございます。

そういった中で、額等を精査していったわけですが、今回、順位といたしましては、議長、副議長、議員とも全部同じですが、町村で言えば、19町村中8番目、ほぼ真ん中です。市町村で言えば22番目ということになります。

それから、この1月30日に報酬審議会を開催させていただいたわけですが、報酬審議会の中では、この諮問、原案が多いとかというようなお話は全くございませんで、

むしろ、例えば、議員さん等につきましても10人という少ない中で頑張ってもらっていますし、低いのではないかと、例えば、議長さんなんかも、もっと上げてもいいのではないかと、脱線しますけども、町長も低いのではないかとというような意見が多く出されました。

そういった中で、基本的な考え方としまして、先ほど申しあげましたように、県下町村の真ん中あたり、その中でも、さらに人口とか財政力等が同程度のものという、ひとつの基準の中で今回の額を決定したというような流れでございます。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号、議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第15号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第16号、常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号、常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第17号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、今回、大きな改正は、一般職の職員が給与の引き下げというような、引き上げではなく、引き下げというようなことの内容なわけですが、そういったような視点で質問をさせていただきたいと思いますが、まず、現在の基準となっている一般行政職のラスパイレース指数はどのような形になっているのか、お知らせをいただきたいと思っています。

それで、現在の指数が県内の町村の中でどのくらいのランク付けになっているのか、まず、お尋ねをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

政策秘書課長。

政策秘書課長 (丹内勉君)

ラスパイレースですが、本年度4月1日現在で96.5でございます。町村順位では、上から3番目ということでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今の数字を聞いてびっくりしたのですけども、ラスパイレス指数そのものの96.5は100を切っていますので、これは、もういいのですが、町村での3番目というようなこと、何か特殊事情みたいなものがあるのですか。96.5で高いですか。この辺あたりが理解できない部分があるのでございますが、あと、各町村とも、多分、全国一律に引き下げに、これから向かうと思うのですが、こういったような順番だけにこだわる必要はないと思うのですが、でも、町村の中で3番目に高いというような形に実際になっているのかなど、そんな感じがするわけでございますが、もう一度、その点について。

あとは、今回、この条例改正によりまして、これも一般行政職、基準職になるわけですが、6級制の導入というようなことになっておりますが、現在5級制をとっている町村、6級制をとっている町村、多分7級制をとっているところもあるのではないかと考えておりますけども、そういったような町村の状況はどのようになっているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

まず、最初のラスの関係ですけども、要は高い要因がどういうことかということかと思っておりますけども、ひとつには、この間、国の特例で一律4パーセント下げたわけですが、その際に、うちの方は、ちょうど100になったわけですが、その際に少し多めに削減したところ等もございまして、そういった影響もあるのかと思います。

それから、もうひとつは、うちの方は、今、構造的に年齢構成等も昔とは変わりました、随分、若返ってございます。39.7歳ということで、町村ですと、上から4番目でございます。前は四十何歳ということで、下から数えた方が早かった年齢構成があったわけですが、そういった中で、例えば、どうしても役職が早く回転すると、そういった中での、その昇格のような部分での影響、それから、職員が少ないので、国ですと、千人、万人単位での比較ですので、1人当たりのウエイトが高くなるというような部分で、例えば、ある会社には1人だけしかいないところもあります。そこは、例えば、年齢が高いので、比較した場合は120パーセントになってしまうと、ですので、単純に実績といたしますか、それとの、ということでもないというように認識しております。

それから、6級制の関係ですけども、行政職につきましては、今5級制をとっているところは、今現在の葛巻を入れまして4町村、6級制が17市町村、7級制が10市町村、6級制については、町村は13、7級制は2というような実態でございます。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、ラスパイレス指数の関係ですが、96.5 で引き下げせざるを、これは全国の状況というような形に言えばそれまででしょうけれども、このような引き下げが必要なのかなというようなのが、まず、実感です。それから、6級制の導入については、これも県下のちょうど中間になります。今お聞きしましたら、6級制を導入しているのが17町村ですか、これも時代のすう勢でいけば、このとおりで良いような感じがするわけですが、いずれ、ただ、この条例の今回の改正で、その本文よりも附則の分で大きなあれがありますよね。例えば、現給を保障する経過規定があるようですので、これについては、どうでしょうか。現在の、3月31日現在から4月1日に職員が、継続する職員については、現給保障ですから、多分そのまま現在の給料が下がらないで支給されるのかなど、そういうように解釈してよろしいのですか。それから、新たに4月1日付で採用される方は、この下がった給料表が適用されますよというような解釈でよろしいですか。そこを、お知らせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

私の方から、現給保障等の関係についてお答えいたします。

現給保障と給与改定で減額したもののどちらを、いろいろな部分に適用するかという部分ですけども、その部分については現給保障、例えば、退職手当金とか、いろいろな手当も現給保障が対象で適用いたします。

それから、新採用につきましては、附則の方で定めてございますけども、現給保障したことによって、例えば、途中採用なんかが実際の例になるかと思いますが、年齢がある程度に達した、例えば看護師さんとか、そういう実績がある方を採用した場合に、今のうちの給料表と比べて著しく差がある場合は、町長がそのバランスを取って決定できるというようになってございますので、そこは新採用の給与実態を見てということになると思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほどの質問の中で、今回の給与の引き下げについてのお話でしたが、これにつきましては、今回、提案をいたしますのは、昨年8月に人事院勧告が出されまして、その際に、給与制度の総合的な見直しという部分が、今回の勧告のひとつになって

いるものであります。

その中で、地域間あるいは世代間の給与の配分の見直しで、民間給与の水準との比較なわけではありますが、その低い地域の民間給与の格差を踏まえて、今回2パーセントの引き上げをするという勧告に基づいて提案しているものであります。そういう中で、先ほどもお話ありますが、経過措置といたしましては、30年3月まで3年間は現給保障されるという状況でございます。

それから、もうひとつ、この勧告を受けての県内の市町村の状況はどうかという部分も少しお話申し上げますが、県と盛岡市は、国の人事院勧告を導入した形ではなくて、単独にそれぞれ進めているという部分もございまして、その県と盛岡市の分については、しかも、基準が4月1日になっているということもございまして、今回の改正はしないというような話は伺っているところではあります。その他の、今回の人事院勧告に基づいて実施している市町村は、今回の勧告に基づいて、ほとんどが改正をしていくという状況にあるということも伺っているところでもあります。そういう中で、職員組合等々とも協議しながら、今回の提案となっているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

先ほどの回答の中で、新採用の部分が少し説明不足でしたので、追加させてください。

全くの現役、大学、高校なら高校の現役でなった場合の新採用の部分につきましては、今回、減額がなされておられません。人事院勧告の方で、若年層に配慮して、高年齢層の方を引き下げるといって、それで平均何パーセントということ、若年層は1級、特に1級、それから2級の一部等は減額がされておられませんので、今までどおりの階級で支給するということになりますので、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

非常に分かりづらい説明で、例えば、新採用で、次期採用の場合でも、これが適用にならないのですか。そういうような聞き方をした方が、今までいた人とかいない人は、現職でいた人は全部、現給が保障されるというような意味に私は解釈していましたが、例えば、大学を終わってすぐに葛巻町役場に就職しました、そういうような方を次期採用と言いますよね。そういうような場合でも、これが適用しないというような形にはならないのではないかと思います。その部分をはっきりさせていただいて、あと、現給保障されるという職員の方々ですので、この点については、我々だけ上がって職員だけが下がるというのは非常に気が引ける場所もありますけれども、例えば、期末勤勉で、これも基本給を基準にした算定をされますよね。手当が支給されます

し、また、退職手当についても、この基本給が算定基準になってくると思うのですが、そのような部分については、この給料表の方が適用されるのか、あるいは、現給の方の保障された部分の方で算定されるのか、その辺のところは、これを見ただけでは分かりませんので、その状況についても併せてお伺いをいたしたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

説明が分かりづらいということで、大変申し訳ございませんでした。

例えば、議案集の11ページを見ていただきたいのですが、給料表別表第1というのがございますが、新採用につきましては、この1級、2級、前段は改正されておりません。3級以上からで、1級、2級の方は年齢が上がって一気に、全部そうですけれども、年齢が上がっていくほど改正されていく内容でございまして、新採用の位置付けは、この改正されていない部分に位置付けられる範囲にあるという意味でございます。

それから、退職手当等のどちらを採用するかという部分につきましては、退職手当につきましては減額後の今回の改正額がベースになります。ベースになりますが、改正前の退職金の支給水準を落とさないようにするために調整額を加えると、調整率があるわけですが、そこを改正して加えると、そういう措置が講じられて、現在の改正前の支給水準を落とさないような仕組みになってございます。お願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

確認ですが、そうしますと、新採用の分については改定がないから、その心配はいりませんよというようなことですね。それから、期末勤勉、退職手当については、現給保障した部分が基準になって算定されますよというお話ですね。分かりました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第18号、葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回、新たに移転料と着後手当、扶養親族移転料が新設されるようでございますが、これを新設したというようなことは、他町村との均衡上なのか、あるいは、法制上このようなものが新たに出てきて、このように改正するのか。

それからまた、27年度予算での積算支給見込みはどのような形になっているでしょうか。お知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今回、この改正をお願いするという理由でございますが、今回、地方創生の関係におきまして、今、国の方からの派遣支援をいただくことに内定しているわけでありまして、そういう中で、国の職員を人材として派遣していただく際に、この旅費の中で移転料等の規定は今までなかったところでありまして。今回、そういう中で、国からの職員の派遣に伴って、移転料等の支給をされるといいますか、そういう状況の対応もしなければならぬ部分もございますので、このような改正をお願いしているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今、副町長の答弁で分かったわけですが、国の職員が赴任することによって、国の制度も併せて導入したいというようなお話ですが、制度は分かりました。むしろ国の職員がこちらの方に赴任されるというような情報の方が新しいニュースではないかと思っ

ような方を想定した移転料であり、着後手当であり、扶養親族の移転料であり、今回、来る予定となっている方々については、この全てが適用される職員の方が、できれば男女別とか、何十代とか、分かっていた情報をお知らせいただければ有り難いです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

地方創生に係る派遣制度ではありますが、それぞれの地方が、積極的に地方創生に取り組もうとする市町村に対して、国の方としては、全体としては100自治体くらいに派遣をするという、制度的にそういう要綱になっております。

その中で、職質的に、国家公務員を派遣する分というのが全国で20人ほど、その他、大学の研究員とか、民間のそういう研究者といいますか、そういう中で、地方創生に係る支援を顧問的な立場の中で指導すると、それは特に非常勤的な支援の形態にはなるようではありますが、そういう内容でございまして、10月頃から、そういう国からの方針に基づいて、県の方から紹介がございまして、町の方としても、ひとつには、新酪農構想が基幹産業の大きな柱になっているわけではありますが、それを、この葛巻の東北一の酪農を、規模あるいは生産量等々を含めてでございまして、維持発展させていきたいという考え方については、2年ほど前から、そういうプロジェクトチームをつくりながら、進めてきながら、農林省の方とも、今回の一般質問等々におきましても、その課題といいますか、そういう中に、具体的に進めていくに当たっての課題があるとするばというご質問があったわけではありますが、そういう中で、農林省サイドとも何回もその事業の導入に向けて、現在は既存の補助事業制度しかないという中にはありますが、そういう中にも、そういう地方創生に関わる、そういう中での町の姿勢を、町長も何回も農林省の方にも足を運びながら、そういったようなもの等も理解されたと思うのでありますが、そういう中で、今回、派遣していただく職員は、40歳ちょっとではありますが、男性の方でございまして。そして、特に国の方としては、それぞれの農家の意向といいますか、そういう農家とのキャッチボールといいますか、いろいろな構想を考えていく場合、あるいは、いろいろな事業の支援をする場合に、どうしても、そういうところが大切であるというようなことも言っておりまして、そういう自分の生まれたところが宮崎で、畜産農家に生まれた方ということをお伺いしておりますが、そういう中で、葛巻に最もふさわしいような方で人選していただいたものと、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

概要については、よく分かりました。

この国から派遣される職員は、基本的な給料等については、どのような形になるのか。

給料は直接こちらの方で支払うのか、国の方で支払って、こちらの方で負担金としてというような形で国の方に納めるのか、そういったような部分については、これは直接本人にお支払するのであろうと思っておりますけども、基本的な部分については、給料、各種手当、そういったような分については、どのような想定をされているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

町の職員として勤務していただく形態になるものでございまして、町の方として給与をお支払いするという形になるものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう1点だけ確認をさせていただきたいのですが、そういうような方ですと、例えば先ほど副町長が言っておりましたけれども、新酪農構想とか規模拡大、そういうような形になりますと、当然に農林関係、畜産関係へ従事される国から派遣される職員と、そういうように理解してよろしいですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

これまでの葛巻新酪農構想等々を含めた中での、今回の地方創生のシティマネージャー制度そのものは、地方が、地方創生のために積極的に取り組む市町村に対して支援するという中での派遣になっているものでありまして、町の方としては、新酪農構想というものの実現というのは、正に、その柱になっていくものと、このように思っておりますし、これまで、そういう職務に従事している職員でありますので、そういう方向で、現在、具体的にこういうということにはなっておりませんが、そういう方向で考えていかなければならないと、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう1点だけ、そのような職員を頑張る町に派遣するというような形で、こちらの方

から派遣要請をしたというような理解でよろしいのか。それとも、農林水産省では、頑張っているから派遣するのだと、どちらでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

町から要請しての今回の派遣制度を決定していただいたものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号、葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 12時07分）

（再開時刻 13時30分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第14、議案第19号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

説明では、17パーセントほどの減というような説明を受けておりますが、これは全

体で言いますと、この条例改正による影響額はどれくらいになるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

今回、改正をお願いしたのは、元々は国の道路法施行例の改正に伴うものでございまして、それにより、県の条例によりまして、占用料等が変わっております。

それで、町でも岩手県に沿った形で、今回、条例改正をお願いするものでございまして、これまで県の方では、市と町、町村の区分、二つの区分だけだったのですが、1級地から3級地まで三つの区分になりまして、今回、葛巻町は3級の区分地になるものでございまして、それに当てはめていきますと、説明いたしておりました全体での17.2パーセントの減ということですが、これまで、25年度決算が出ておりますので、それとの比較でございますけれども、金額にいたしまして239,479円ほどの減額になるものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第20号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第21号、葛巻町社会教育委員条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

この改正によりますと、公民館の審議会の委員を20名から12人に減らすというようなことなのですが、この減らす理由は何でしょうか。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

教育次長。

教育委員会事務局教育次長(深澤口和則君)

ただいまの、柴田委員のご質問にお答えいたします。

社会教育委員、それから、今回、公民館運営審議会委員の条例につきましても、併せて改正をお願いするものでございます。

従来から、社会教育委員、それから、公民館運営審議会委員とも、社会教育という分野ということで同じ方々をお願いしております。これまでも、公民館運営20人以内というようになっていたものでございますけれども、実質12人という委員をお願いしているものでございまして、そういった背景もございまして、今回、同じ人数にしようというようなことから、従来20人というようなものを、今回12人に減らして委員をお願いするというような内容でございまして、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありません

んか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号、葛巻町社会教育委員条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第22号、葛巻町保育の必要性の認定基準に関する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号、葛巻町保育の必要性の認定基準に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第23号、看護職員等養成修学資金貸付条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず最初に、新たな条例というようなことで、看護職員等の養成修学資金貸付条例というようなものが出てきているわけですが、現時点で、今回、職種をこのように定めておりますが、このような方々の町内医療施設での看護職員等の不足の実態はどのように把握されているのか、お知らせをいただきたいと思います。

それから、もうひとつには、今回このように修学資金の貸付条例を新設するに至った経緯は、どのような背景があるのか、その辺の理由をお聞かせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（吉澤信也君）

ただいまの、町内の施設の職員につきまして、現在、社会福祉法人の誠心会と医療法人敬仁会が二つありますけれども、その中で、社会福祉法人誠心会につきましては、今、看護師、准看護師も含めて9名になっております。あと、医療法人敬仁会につきましては、看護師が11名、その他に、あと理学療法士が1名と、作業療法士が4名という状況になっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

私の方から、制度の創設をお願いする経緯について、お答え申し上げます。

例えば、町の方でも看護師等を募集しているわけですが、実際、応募がないというのが、ここ2、3年続いておりました、そういった中で、町長、副町長を中心に、例えば、県立大学とか、看護学校とか、それぞれ職種を育ててもらっている医療機関等に人材確保のお願い等に歩いているわけですが、そういった中で、あるいは、高校との話し合い等の中で、まず、一番大きく言われますことは、修学資金制度をぜひつくってほしい、その要望が一番多くございます。そういったことが背景の一番の要因でございます。

それから、もうひとつは、今、町が進めようとしております人口減少対策に関することで、その雇用の場の確保、特に若者、特に女性の雇用の場の確保という部分が、これから大きなウエイトを占めてくるというように考えてございまして、そういった環境の整備を少しでもつくっていきたいという狙いもございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、看護職員等の不足ですが、先ほどの答えは、現在いる職員の数ですか。不足の方なのですか。その辺が明確でなかったので、もう一度お知らせをいただきたい。

私がお聞きしたのは、不足の実態はどうですかと、現在いる方というようなことではなくて、定員に対して、何人不足かというようなことを教えていただければ有り難いなと思っているところでございます。

それから、この新設に至った経緯につきましては、住民要望に添った形での設定というようなことでしょうか。もう一度、お答えいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（吉澤信也君）

すみません。ひとつ不足しておりました。施設の方の看護師等の不足ということでありますが、今、基準に対しては充足しているという話は聞いております。

あとは、介護報酬とかの部分で、看護師等を採用した場合には、いくら報酬が上がるといっても聞いてはいますが、今、基準からいけば不足しているという状況はないと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

住民要望等を踏まえての今回の制定でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

現在、充足率などは、そんなに不足はしていない実態にもあるようなのですが、こういったような、せつかく町の修学資金という制度を受けて、例えば、修学年限に達したような場合、先ほど、雇用の促進というようなことも理由には挙げておられましたけれども、町内での医療施設等々で受け入れ採用枠はしっかりと、採用できるような体制づくり、むしろ受け入れ態勢側がしっかりとしていなければ、せつかく、このような奨学資金が出て、というような心配があるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

また、この奨学資金を受けるに至った該当の方々、優先的にこういったような採用枠の中に加わってくるものか、その辺のところもお聞かせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

まず、例えば、町長が毎年採用する、看護師から薬剤師、いろいろあるわけですが、そういった、その将来等を見越した、あるいは民間の医療機関等の要望等を踏まえて、毎年、必要な、募集する人数とか、資格とか、そういったものを計画を作って、それに基づいて募集するというやり方を考えてございます。町長が、その部分を調整するというのを考えてございます。

それから、受けたことによって、採用に優先権があるかということですが、それは採用の方の部分で、そういった優先を与えるとか、そこまでは結びつくものではござ

いません。あくまでも、修学を支援する部分であって、採用は、例えば、町の職員の場合であれば、採用は採用で、一般の人たちと同じような採用試験によって選考すると、ですので、貸付を決定する場合には、そのあたりは十分説明しなければならないというようには思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この採用枠等々も関係してくるでしょうけれども、一番は、職種によっては、あるいは、なかなか、もう定員枠がないというような職種もあるわけですね。例えば、薬剤師にしても、診療放射線技師にしても、臨床検査技師にしても、あと、理学療法士、作業療法士、栄養士、こういったような方々の職種につきましては、町内の医療機関と言えども、毎年、採れるような状況にはない職種なわけですが、こういったような方々が、自分が志望して、これになりたいと言っても、貸付の対象にならないというような形も考えられるのではないかなと思っておりますけれども、そうしますと、自分が志した、例えば、薬剤師になりたいというような形でも、こういったような修学資金が受けられないというようなことも見受けられるのではないかなというように思うのですが、その辺あたりが、その職種によって、大分、濃淡が出てくるような感じがするのですが、その辺のところを、もう一度お答えをいただきたいと、このように思っております。修学資金は、この条例だけの修学資金ではなくて、その他にもたくさん貸付の、国の制度とか、県の制度とか、いろいろあるかと思っております。あるいは、他市町村でも、こういったような条例があるのではないかなと思われましても、そういったようなところとの整合性は、この今回の条例が整合性が取れているのかどうか、そのところについても、お答えをいただきたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

私の方から、他町村との整合性等の部分について、お答え申し上げます。

今回、例えば、資金をダブって借りる方、そういうお話かと思いますが、その部分については、特に規制を設けてございません。これは、今は大体どこも、県等もそうですし、隣接の市町村もそういうような形にしてございます。ですので、相手方といいますが、別の資金の方で独自に制約を設けていない限り、理論的には借りれることとなります。したがって、実際、貸付を決定する場合に、償還計画なり、あるいは、そういったものをチェックしておく必要があるのかなという部分と、保証人を2人付けてございますけれども、そういったところで、その担保をしまいたいと考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

もう1点のご質問であります。ひとつには、薬剤師等々の職種については、今、充足しているのではないかと。したがって、この資金を利用するという形にはならないのではないかと。ということであろうと思いますが、例えば薬剤師、あるいは放射線技師、あるいは検査技師等々を含めて、町の施設を中心にお話しますと、一定の年齢になりますと、退職の年齢の時期にも入ってくるという部分もあるわけでありまして、この養成期間というのは、3年だったり、あるいは6年だったり、そういう修学しなければならないというような資格取得までの期間は様々あるわけでありまして、そういう中で、町の方としても計画的にそういう人材を確保していくという中では、今すぐ、そういう人材があるから必要ないだろうということではなくて、将来的にそういう期間も含めながら、検討しながら、この運用を図っていきたいというような考え方でありまして、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

それから、このような貸付条例、葛巻には伝統的に、こういったようなものに力を入れてきた歴史的な背景があるわけですね。昭和36年から昭和61年まで国保の制度で、このような貸付条例があったことはお分かりのことと思っておりますが、これが廃止に至った経緯や課題等をどのように把握されて、今回これに活かされているのか。前の国保の条例の部分については、そのほとんどが、看護婦をはじめ保健師、助産師、そういったような方々を得るために、こういうようなことを条例で、得がたい職種をとにかく充実させるという大きな目的があったような感じがしております。この条例が25年間存在してきたわけですが、そういったような認識が、どのように今回のこの条例に活かされているのか、その内容についてお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

昭和36年頃のお話もございましたが、国保会計の方で、先ほどお話ありましたような修学資金制度を設けて、国保葛巻病院の看護師、あるいは助産師等々を含めて、その資金を運用しながら、人材の確保に努めてきたところであったわけでありまして。そういう中で、葛巻病院の看護婦についても同様の制度を受けながら活用して、取得され、そして、葛巻病院に勤務されているというような方もいらっしゃると思いますが、そう

いう中で、どうしても葛巻病院の規模縮小等々も、ベッド数が120から今78床という形にもなっておるわけでありまして、そういう中では、どうしても人材といいますが、その看護師等の確保というのが、さらに人材の、そういう求めていくといいますが、発展的に、その目的は、その時期は達成したというようなことであつたと、このように思っております。そして、今、そういう方々も一定の年限が過ぎてきますと、今、看護師の年齢等も47、48に、平均的にそういう年齢にも達してきているという状況もございますので、そうしますと、再度、また、このような時代の大きな変遷といいますが、そういう中に、今のような制度が当然必要になってきていると、そしてまた、全体的に見ましても、県立病院等におきましても、そういう医療技術者の確保というのは大変難しい状況にありますし、まして、うちの方のような規模等々においては、相当厳しい状況もあるわけでありまして、看護師の補充という観点の中では、3年ほど前から募集はしているわけでありまして、その間には1人の採用もありましたが、そういう中で、かなり人材確保に厳しい状況にあるということ等もございまして、このような制度を創設しながら、その利用をしていただき、そして、葛巻病院等の、あるいは町内の開業医、あるいは各施設等々を含めまして、人材確保に努めていきたいというのが、今回の制度の狙いでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

趣旨はよく分かります。

いずれ、こういったような町内の医療施設等への就職を希望する方というようなことになっておりますが、調整はするということなのですが、その他にも、町民の方で、高校を終わって、こういったような職種に進みたいというような形の方がおられるような部分も多分あるのではないかと想定されますけども、採用枠等の関係で、今年は募集はありませんよと、がっかりさせないような、他の修学貸付制度との整合性等についても十分配慮したような指導で、こういったような、今回、出ております職種の資格が取得できるようなシステムを、ぜひ確立していただきたい。そうでなければ、ここに町内だけというようなことにもなりますけども、そうではなくて、将来、自分がこれになりたい、そしてまた、帰ってきたいというような方もおられるかもしれません。そういったような意味で、他の修学貸付制度等の整合性は十分整合性を取っていただくよう、お願いしたいと思いますが、その点について、お伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

他の修学資金との整合性ということですけども、うちの方にも二つほど制度等がある

わけですが、例えば、三浦悟樓育英資金にしる、葛巻育英会資金にしる、例えば、出身が葛巻の中学校でなければならないとか、葛巻町出身でなければならないとか、いろいろあるわけですが、今回は人材を確実に確保するという観点から、そういった制限は、これには含めてございませんで、町内であれ、県内であれ、広く人材を求めたいというようなこと、それから、金額にしても、県とか他町村と遜色ない、むしろ額は多いくらいの水準になってございます。

それから、もうひとつの特徴としましては、その学校を卒業して1年以内に免許を取得して、さらに2年以内に指定する施設で働いて、借りの期間を働けば全額免除ということで、そこに、免許を取得するまで2年、1年、それから、町内の施設に勤務するまで2年、3年くらいの実質猶予期間等も設けられておりまして、例えば、研修等を兼ねて都会の方の大学病院等で働いてとか、そういったことも可能になるというようなこともございます。

それから、旧条例等の関係では、先ほども出ましたけれども、償還にあたって免除をする場合、あるいは、償還してもらわなければならない担保として、今回は、免許を1年以内に取得したときは償還を免除するわけですが、前は、免許を取得しないときというような規定は入っていません。当然に免許を取るという前提で制度されておりますが、その辺で、償還の方についても確実な担保の仕組みをつくっているというようなことでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

現時点で、この貸付条例による希望者、相談、そういったような情報が町の方にどのくらい寄せられているのか。せっかく、このような条例をつくって、初年度から全く何もないというような形ではまずいのかなと思うのですが、新年度のこういったような条例適用、想定される方々はどのような形になっているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

その具体的な動きにつきましては、この条例を制定いただきまして、それから、調査等をするということでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

つまり、現時点では全く、これから、どのような方法で広報していくかというようなことになろうかと思いますが、やはり町民の方々を中心に広くお知らせしていかなければならないだろうと思うのですが、この辺も、議決いただいた暁には早急にお知らせする必要がありますのではないかと、そろそろ合格発表も出そろうのではないかとと思うのですが、そういったような広報はどのように考えていますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

広報誌はもちろん町のホームページとか、例えば、都会の方ですと、ふるさと会の機関誌とか、そういったものを通じて広く周知してまいりたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

せっかくの貸付条例ですから、広く広報しながら、それこそ有効に活用される条例にしていきたいなど、そして、人材育成も図っていただきたいという要望も申し上げて、この部分については終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号、看護職員等養成修学資金貸付条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第24号、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第24号、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第25号、指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回、この指定期間を1年間延長したいというようなことなのですが、この周期を統一しようというようなことなのですが、1年間だけ延長しなければならない根拠は、どのような形から、今回、このように議案を提案したのか、その理由について、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

指定管理の指定の変更につきましては、25号と26号の2件ご提案申し上げておるわけですが、25号の養護老人ホーム葛葉荘に係る指定管理の部分ですが、指定期間が27年3月31日、本年度末となっております。今、ほかに40件実施している指定管理の事業がありますが、この期間につきましては、28年3月31日となっておりますものが38件ございまして、この2件のみが今年度で終了するというものとなっております。様々な事務の処理を効率化するという部分から、この2件につきまして、指定期間を延長しまして、28年3月31日までにしようという変更の議決を求めるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

つまり、これまで今年間の期間でやってきたものを、全部これに合わせたいというようなことの意味ですね。

実は、この老人ホーム葛葉荘の指定管理、平成22年の際だったと思うのですが、これだけが提案された経緯がありまして、私は、もう少し待って慎重な形で、その他にもあるのであれば、それに合わせたらどうですかというように質問した経緯がありますので、よく記憶しております。それで、今回は逆に、それに合わせたいというようなことですから、私の言い分とは若干その辺が逆になってきているわけでございます。

ただ、この葛葉荘の条例を見てみますと、私は、更新する場合も公募が必要ではないのかなというように思うのですが、次の、くずまき高原の体験交流センターの部分については手続条例の方が適用になっていますのでいいのですが、養護老人ホームの設置条例では、指定管理者による管理が、この規定では、第2条の規定により議会の議決を求めるというようなことになっているのですが、老人ホームの設置条例をしてみる場合には、これは全て、この申請が町長に上がってきて、そして、処理をしなければならない条例ではないのかなと。そうしますと、私は、このような形ではいけないのではないかなと思うのですが、まず、その見解をお伺いをいたしたいと思っております。今の養護老人ホームの設置条例の中に、2条、3条、4条、5条、6条、7条というような形で、第8条も同じくですが、こちらの方が優先されますと、これに基づいた、この変更の指定の手続きがとられなければおかしいのではないかなと思うのですが、その辺は、どのように検討されたでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

指定管理の指定につきましては、自治法の規定に基づいて議決を経なければならないという根拠に基づいておるものということでございますし、老人ホームの設置条例の分での指定管理につきましては、第2条によりまして、その指定管理によって町長が指定するものとして指定管理者に行わせるという規定になっておるものだということでございます。以下、その手続等については規定されておるものがございますが、当初の指定する部分についての規定をされたものというように考えてございます。期間の部分については、その事務的な部分を、そのものに延長するという変更での対応をしたいというように考えたものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

このまま読ませていただきますと、第3条のところで、指定管理者の指定を受けようとするものは、町長に前項の申請をしなければならない、このような形になっているわけですよ。ですから、この条例に無理がある、私はそう思いますよ。逆に、こちらの方からお願いするのではなくて、例えば、現在、指定管理の変更などをする場合は、そちらの方から町長に申請が上がってこなければ、町長がどうにもできない条例になっているわけですよ。これが、次の議案と全く、ここのところが違うところなわけですよ。そのこのところを、これでは、私は無理があると思います。

委員長、次の条例とも関わりますので、次のことについても説明させてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

はい。

柴田勇雄委員

例えば、次のくずまき高原の体験交流センターについては、第2条の第3項の規定によって、指定管理者の指定の手續等は、公の施設に関する指定管理者の指定手續等に関する条例の規定によるものとするというように、1項目入っているのですよ。これであれば、例えば、町長が必要と認めるというような部分については、このようなことができるというようなことになってくるわけですけども、現在の養護老人ホームだけの、こちらの方でいきますと無理があるというように思っておりますので、例えば、この老人ホームの指定管理の部分についても、くずまき高原の交流センターのような規定をしておけば、公募などしなくても、町長の方の考え方でできるというように、私は解釈しているのです。その辺のあたりは、おそらく検討したと思われまじくても、何かの事情でこのようになったのか、その辺の事情が私は分かりませんので、これでは無理のあるような感じがしますが、どうでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

その第3条、おっしゃるとおり町長に対して申請するという規定になってございますので、指定をする場合、そのような手續になるという、養護老人ホームの条例の規定だというように考えます。そういう部分では、その当初での申請についての規定というように、その部分については解釈するものでございまして、期間の延長という、現時点での、その一部の変更という形での変更につきましては、この流れの中で当然に、それをお願いしている機関との協議というようにお願いしようとするものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

では、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を見ていただければ一目瞭然に分かるわけです。いいですか。くずまき高原の交流センターについては、この指定手続等に関する条例が適用になります。それで、第5条を見てください。第5条には、公募によらない選定等が可能になっているのですよ。そうしますと、こういったようなこともできるわけなのですが、公募によらないで、このように町長が認める場合というような規定がなっているのですが、今の養護老人ホームの方はそのような規定がない。したがって、全部、公募したような形にしてやらなければならないというようなことになりますので、これでは、私は困ると思うのですよ。ですから、この条例の方が不備であれば、この公の施設の指定に関する手続に関する条例の方にも委任するような、その交流センターの条例のようにやれば、すんなり1年間の、このようなものができるのではないかと、私はそのように解釈しています。公募の手続が全然違うというようなことになりますので、こっちの方は公募の手続の条文が全くないと、そこに大きな差があるのではないかと思うのですが、このままですと、間違った条例になって、解釈して、変更がなされるというようなことなのですが、副町長、この辺はどうですか。こういったような条例を改正するような見直しをした方がやりやすいのではないかと、私は思うのです。ですから、次のくずまき高原体験交流センターのような形に、こちらの方を適用させれば、今のような問題が生じないのではないのかなと、そういうような、こちらの方にやりますというような形になりましたら、私は賛同してもいいですけども、このままでしたら、やはり、おかしい議決になってしまいます。私はそう思うのですが、どうですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ただいまの件につきまして、時間をいただきまして、再調整といたしますか、その上で対応させていただきたいと思っておりますので、少し時間をいただければと思っておりますが、よろしくどうぞお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ここで、2時25分まで休憩します。

（休憩時刻 14時17分）

（再開時刻 14時29分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

指定管理の手續についてのご指摘をいただいたところであります。

養護老人ホーム葛葉荘の関係とくずまき高原体験交流センターとの関係に、手續上にいろいろ異なる規定があったところがございますが、そういう中で、今回ご指摘ありました葛葉荘の施設につきましての3条のところの指定の手續があるわけではありますが、その手續を、農村体験交流施設と同様の文言に条例の改正をしたいと、つきましては、今回の議会においての追加提案という形の中で手續をとらせていただきたいと、このように思いますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（ 鈴木満君 ）

柴田委員。

柴田勇雄委員

はい。分かりました。

そのような方法の方がやりやすいですし、また、今後、こういったような部分が、かなり公の施設の管理の部分では出てくるかと思っておりますので、ぜひ、そのような方法で、このように変更とか、そういうような部分はおやりになった方がよいだろうと思っておりますので、終わります。

輝くふるさと常任委員長（ 鈴木満君 ）

ほかに。

（ 「なし」 の声あり ）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

異議なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号、指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 賛成者起立 ）

起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第26号、指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることに

ついてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号、指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第27号、葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

この内容というよりは、過疎地域自立促進計画との一般会計との関わりでお伺いをいたしたいと思っております。

例えば、今回、この自立計画が議決されたことにより、27年度の一般会計にどのように反映されるのか。その過疎対策債との関わりが出てくるであろうと思っておりますけれども、この関わりを十分、我々をはじめ議会内部でも分からない部分がございますし、例えば、この過疎対策が適債となった場合には町財政にどのような優遇措置が講じられてくるのか、その部分について内容をお知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

過疎計画の変更でございますが、27年度予算の事業に係る部分での影響による変更というものでございまして、道路改良の部分では、愛羅瀬線の部分で25,000,000円でございますし、清掃センターの延命化事業で430,000,000円、それから、校舎の整備、江川小学校に関わる部分で561,362,000円という部分での増額となっております。

これに係る起債の部分での金額は、今、集計したものがございませんが、基本的に過疎債の充当による財源の今年度の財政支援ということでは、7割の交付税への参入というようになってございますので、かなり、その財源的に優位な事業が展開できるというように考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号、葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第28号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

姉帯委員。

姉帯春治委員

葛巻町の辺地総合整備計画事業ですけれども、変更したら、どのように変わりますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

辺地計画でございますが、この計画につきましては、平成23年3月に議決を頂戴しておるものでございまして、27年度までの期間の計画となっております。今回、土谷川元木辺地と星野辺地につきまして、事業の追加をしようとする部分での事業の変更に関わりまして、議決をお願いするものでございます。

土谷川元木辺地でございますが、電気通信施設ということでございまして、携帯電話の不感解消という部分での事業でございまして、事業費が46,400,000円でございます。

そのうち、辺地対策事業債を11,300,000円充当しようとするものでございます。

また、星野辺地につきましては、集会施設のトイレの改修等に向けるものでございまして、その他集会施設といたしまして5,640,000円、その財源としての辺地対策事業債を5,600,000円充当しようとするものでございます。

先ほどの過疎対策と同様な部分でございますが、今年度の償還に関わる部分での交付税によります財源の助成がございまして、それは、7割につきまして、今年度、償還に向けた形で、そこに向けて交付税参入されるというものでございまして、財源的な確保が図られるというように考えるものでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今、葛巻町内に携帯が通じない地区はどれくらいありますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

先ほどは大変失礼しました。

辺地対策事業債の財源充当は、8割となっておりますのでございます。

不感地帯でございますが、現時点で4カ所ございまして、この土谷川の不感解消をすることによりまして、残る地区につきましては、上外川と、小屋瀬の一部と、江川の畑の一部という3カ所が残るというように捉えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、今、変更したことによって星野は全部解消されるわけですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

大変、失礼しました。説明が悪くて、情報基盤、不感解消の部分につきましては、土谷川の地区を事業実施しようとするものでございまして、星野辺地につきましては、集会施設の改修を予定しているものでございます。星野につきましては、トイレの水洗化の事業を実施しようとするものでございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そのトイレの方は分かるのですが、たまたま星野を通ると、携帯が通じない地区があって、そこに一般住民の家庭も9軒か10軒ほどあるのですが、これから、この地区はどうされるのですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

その地区は、把握している部分には含まれていない地区だというように今お聞きしました。それぞれの事業者の方々と、今後の対応につきましては調整しながら、確認しながら進めてまいりたいというように考えてございます。星野地区ということで、ありがとうございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

まず、町長もお話しているとおりに、町内全体で携帯が通じるになっているというように、いつも言っているのですが、私が通って、ここは携帯が通じるのかなと、民家がなくて通じないところは分かるのですが、民家があって通じないところは、やはり、私たちのところはやってくれないのかなという人がかなりあるのですよ。その部分を、その23年から5カ年計画でやるということでもありますので、そういうところは、やはり住民から来るのではなくて、担当の方が、1日でもいいから、ここが通じるのかな、通じないのかなと、これから、そういう調査をしながらやるべきではないかと思えますし、さらに、周りがぐるっとなっているのだから、そういうように通じないところは先に事業内容でも進めていくのが普通ではないのかなと思えますけども、その点は、副町長どのように考えていますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

携帯電話の不感地域の件であります、先ほど総務企画課長の方から、ほかにも3カ所ほど不感地域としてあるというご答弁をしたところでございますが、この事業は、町

がそういう地域をすぐ整備できるというような形でない事業なわけです。といいますのは、通信事業者がやりますよ、いいですよということにならないと、この事業ができない仕組みになっております。

したがって、どうしても全体的に通信事業者は、その周辺の人口とか、そういったような部分も含めて、こういう不感地域を解消してほしいということで、ずっとお願いしてきているわけではありますが、どうしても、今、残っている部分というのは、土谷川の人口規模は他の地区よりは少し多いというような部分もございまして、今回やっとこの事業を導入してやっていただけるようにはなったところでありますが、さらにまた、条件とすれば厳しいわけですが、この残っているところに、だから、では、そのままでもいいということではございません。したがって、県を通しながら、あるいは、そういう通信事業者に、これまでも直接の要望等も何回もしてきているところでありますが、さらに継続をいたしまして、その解消には努力していきたいと、このように思っております。

特に、今、地方創生、あるいは、こういう地域の活性化といいますか、そういったようなことを考えた場合に、どうしても、そこに人が住むという条件に、そういう通信の不感地域ということになりますと、なかなか条件としても難しいということが分かっておりますので、これにつきましては一層そういう関係機関、あるいは県の方を通しながらの今回の事業であります。そういった形に、さらに要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

おそらく会社側は、国からの補助金があって不感地帯を解消していると思いますけども、ただ、国からの政策が事業費として当てはまらないからということが残すということは、それは町としてはどうでしょうか。町としても少し上乗せしてお願いしてやるのが普通ではないかと、あとは、今までのように国から、県からとか、そういう当てはまる部分は、そういう事業でやってもいいのですけども、こういう携帯ばかりではなくて、やはり、そういう事業に当てはまらない部分については、町の上乗せというものも多く考えるべきではないのかなと思いますけども、これからは、おそらく、それぞれの在(ザイ)が、人口が減っていくので、やはり、そういう部分がかかり出てくると思いますよ。ですので、町長どうですか、その上乗せということは考えていませんか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまは、議案28号の辺地総合計画の変更に関する議決であります。これに関

連しての携帯電話の不感地帯の解消の質問を姉帯議員から頂戴をいたしておるわけですが、私としては、早期に町内全域、全戸つながるように、そういう思いで、これまでも取り組んできたものであります。

そういった中で、現在、この住民のカバー率ですと99パーセント、そういうカバー率であるわけですが、しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、今尚、不感地帯があることも承知をしているものでありまして、これらの解消については、機会を見ながら要望はしてきておりまして、少しずつ、こういった形で、相手のご理解、事業者のご理解を得ながら、こういう形で実施をしていくものであります。もちろん町の負担も伴うものでありますし、以前から比べますと、その負担の割合は高くなってきているなど、そのように感じるわけですが、いずれ、その通信事業者からの回答をいただきながら、ご理解をいただきながら、随時、早い時期に解消してまいりたい、そのように思っておるものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

事業者がそのように言えば進むというように承ったわけですが、そうではなくて、町長として、この不感地帯をどうするのかと。町でも、お陰様で周りはほとんどやってきたわけです。それに対して、どういうわけか分かりませんが、うちは、数えれば農家数が9件ありますが、そこに設置にならなかったということは、町としても、いわゆる何が出て大変なことだと思いますので、できるだけ、町としての考えをやっていただければと思いますが、私は終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第29号、盛岡北部行政事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号、盛岡北部行政事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

ここで、当局の方々は、退席していただいて結構でございます。

ここで、午後3時5分まで休憩します。

(休憩時刻 14時54分)

(再開時刻 15時05分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第26、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書についてを、議題とします。

お諮りします。

請願第2号は、審査の内容から、参考人として、一般社団法人岩手県聴覚障害者協会盛岡支部支部長の菊池るり子さん及び岩手手話通訳問題研究会事務局長の七木田かおるさんの出席を求めることとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、参考人の出席を求めることに決定しました。

参考人から着席していただきます。

(参考人着席)

菊池さん、七木田さんにおきましては、お忙しいところ誠にありがとうございます。後ほど、参考人としてご意見を述べていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、事務局長から、請願書の朗読を求めます。

議会事務局長。

議会事務局長（澤口節子さん）

それでは、朗読いたします。

請願第2号は、平成27年2月4日付けで、請願者は、盛岡市の一般社団法人岩手県聴覚障害者協会、岩手手話通訳問題研究会の連名で出されております。

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書として提出されております。

紹介議員は、辰柳敬一議員、山崎邦廣議員でございます。

それでは、請願書を朗読いたします。

請願の趣旨。手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府では国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では全て障害者は、可能な限り、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

つきましては、本請願の趣旨をご理解いただき、国に対し、この環境整備を目的とした手話言語法を制定することの意見書を提出されるようお願いいたします。

手話言語法が制定されると具体的には次のようなことが実現できると考えます。

1、ろう学校の子どもたちは、手話で学べ、手話の授業が受けられるようになります。

2、様々な場面で手話通訳者が来てくれるようになります。日常生活の様々な場面で手話通訳者が必要です。例えば、役所での手続、病院、子どもの学校での保護者会や説明会、町内会での話し合い等。

3、テレビに手話通訳が付き、自然災害などの情報が直ちに分かるようになります。テレビに字幕が付くようになったのは最近のことです。依然として災害時等緊急的な放送等には字幕も手話通訳者も付きません。

以上、朗読を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

事務局長からの朗読が終わりました。

次に、参考人の菊池さん、七木田さんに本請願についての意見を述べていただきます。

ご意見を拝聴する前に、進行方法について申し上げます。

参考人から5分程度意見を述べていただき、その後、委員から参考人に対し質疑を行うこととしております。

なお、参考人に念のため申し上げますが、ご発言の際は、その都度、委員長の許可を得て発言くださいますようお願いいたします。

また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、菊池参考人、七木田参考人、よろしく願います。

参考人（菊池るり子さん）※ 手話

参考人（七木田かおるさん）※ 通訳士

私は、一般社団法人岩手県聴覚障害者協会盛岡支部支部長の菊池るり子と申します。よろしく願います。

私たちにとって、忘れることのできない、4年前、3年前の3月11日、あれから、もう4年ほど経っております。

聴覚障がい者にとって、行政の皆さんにしてほしいことは、情報保障です。聞こえない私たちにとっての保障をしていただきたいと思います。

県にとっても、災害について、障がい者に対する施策は通訳、いろいろやっていますが、実際、避難所に集まってみても、どのような情報保障ができるかというと、障がい者にとっては十分とは言えない。なので、福祉事務所、福祉避難所を災害

のときにつくっていただきたいと請願している、求めているところでございます。

また、県内各市町村でも、防災についての意識改革、もっと気をつけなければいけないこと、また、被災者ゼロを目指して、これからも私たちが活動していくつもりです。

障がい者が社会の中でいろいろな差別を受けております。その差別を解消するための法整備が、2016年からスタートさせていきます。その法律についても、国や各自治体の方で、合理的配慮について求めていくのは努力義務となっている程度で、具体的内容が十分に聞こえてきておりません。聞こえない私たちも、一人の人間として、安心して暮らせる社会をつくるために差別と戦い、このあとも、より良い社会をつくっていくために、より良い社会を望んでいます。

改正障害者基本法、そして、労働基準、いろいろな法律があります。さらに、障がい者が差別のない日本になるように条約、批准に求めていきたいと思っております。障害者権利条約、国連の障害者権利条約に批准され、その後、国内法が始まりました。改正障害者基本法も、実際に、手話は言語であると書いてはありますが、まだまだ十分とは言えない状況です。国連の障害者の権利条約に書いてあるのは、障害者は障害のない人と同じように暮らすことができる環境の整備が一番大切ですよと言っていました。

私たちは、情報・コミュニケーション法を取り組んでおりますが、それと併せて、障害者基本法と併せて、私たちの言語である手話を正しく理解していただいて、手話を言語として法整備をしていただきたく、そして、私たちが手話で自由にコミュニケーションが取れる社会、そして、手話通訳者が十分にいる社会、手話を普及すること、いろいろなことを研究していくことが、まだまだ不十分です。できることは、少しずつでもやっていく必要がありますが、手話言語法が、今、必要な状況です。なので、葛巻町にも、このような意見を出していただきたく、お願いにきました。

また、県には、岩手県内では、まだ葛巻町、八幡平市など14の市町村が、この意見書の採択ができておりません。今回の3月議会を全ての、県内の全市町村に採択していただきたく、お願いしているところです。

鳥取県では、手話言語条例がスタートしております。岩手県内の手話言語条例についても、このあと整備に努めたいと思っております。

以上、説明をさせていただきました。今日お時間をいただきありがとうございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ありがとうございました。

以上で、参考人の意見陳述は終わりました。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山岸委員。

山岸はる美委員

本日は、遠いところありがとうございます。

伝えること、情報を得る手段として、手話通訳はとても重要なことと思われませんが、県内に手話通訳として活動できる方々は、おおよそ、どのくらいの方々がいらっしゃる

のでしょうか。国の記者会見でも、手話通訳は必ず入ります。手話言語は必要性をすごく実感しておりますが、の手話通訳として活躍できる方々のおおよその人数を教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

参考人どうぞ。

参考人（菊池るり子さん）※ 手話

参考人（七木田かおるさん）※ 通訳士

今、活動できる手話手話通訳者の人数は60人程度です。まだまだ不足な状況です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

先の震災では、いわゆる逃げ遅れたと申しますか、そういった方が多かったというようにニュースでは伺っておりますが、その辺の実態がどうだったのか、もしお分かりでしたらお話をいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

参考人どうぞ。

参考人（菊池るり子さん）※ 手話

参考人（七木田かおるさん）※ 通訳士

県内の聴覚障害者で被災された数は、1,000人とか2,000人という数字が上がっております。実際、手話を言語とする聴覚障害者の被災者数は100人を超えています。亡くなった数は県内で3人、聴覚障害者で手話を言語とする方が3人亡くなっております。併せて、被災したために県外に移住してしまったという方も多くいます。情報保障ができない分、サポートをしきれない環境があるというのが実状です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

本日は、ご意見をいただきまして、ご苦勞様でございます。しかも、遠いところから、わざわざおいでいただきまして、このようなご意見というように、審査をいただいております。

まず、先進地の市町村では、手話言語条例を設置しているようでございますが、資料にもありますとおり、北海道、神奈川、三重、兵庫、佐賀の町村では、このような条例

をつくっているというような情報が、このように出されておりますが、現在のところ、岩手で、このような動きがある、どのような町村があるのか、その様子をお聞かせいただきたいと思っております。

なお、このような活動は非常に大事なものでございまして、障がい者の方々も、この世の中におきまして、通常人と同じような形での、やはり生活が大事であろうというようなことから、ものすごく今日は手話を交えた説明をいただきましたこと、深く感謝を申し上げます。よろしく願いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

参考人どうぞ。

参考人（菊池るり子さん）※ 手話

参考人（七木田かおるさん）※ 通訳士

県内では、奥州市で条例をつくることが採択されておりますが、まだ始まって、内容を今から煮詰める状態で、少しずつ進めている状態です。

県に対しては、このあと、4月以降に取り組みを始める予定になっております。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

以上で、参考人からの意見聴取を終了します。

菊池参考人、七木田参考人は、退席願います。

ありがとうございました。

（参考人退席）

次に、紹介議員から本請願についての意見を述べていただきます。

山崎委員。

紹介議員（山崎邦廣議員）

先ほどにもありましたとおり、手話は音声言語の代わりに用いるコミュニケーションの手段でございます。そして、全ての人々が、それぞれの地域で共に暮らしていける社会、これが人間社会の普通の姿ではないかと思っております。

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願は、そのようなことから、合理的なものと考えておるところでございます。手話言語法の意見書と、条例の制定の状況につきましても、先ほどの質疑にもありましたとおり、全国的な動きを見ましても、その実現の可能性はあると思っております。

ご賛同をよろしく願いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

それでは、先ほどの参考人の意見聴取及び質疑、応答を踏まえ、本請願に対して、委員各位から意見を伺いたいと思います。意見がありましたらどうぞ。

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書については、採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、請願第2号は、採択すべきものと決定しました。

お諮りします。

ただいま、採択すべきと決定した、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書に関し、手話言語法制定を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、手話言語法制定を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

これから、追加日程及び発委案を配ります。

（追加日程及び発委案配布）

追加日程第1、発委第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出についてを、議題とします。

事務局長から、発委第2号について朗読を求めます。

議会事務局長。

議会事務局長（澤口節子さん）

「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は、可能な限り、言語その他の意思疎通のため

の手段についての選択の機会が確保されると定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え。

よって、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月16日、葛巻町議会。

提出先でございますが、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上で、朗読を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

事務局長からの朗読が終わりました。

委員各位から意見を伺いたいと思います。

（「なし」の声あり）

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

委員会発議をすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、16日の最終本会議に委員会発議することに決定しました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了しました。

12日木曜日は、午前10時から開きますので、本会議場にご参集くださるよう、口頭をもって通知します。

なお、12日、町長は公務出張のため欠席となりますので、あらかじめお知らせいたします。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でございました。

（散会時刻 15時32分）